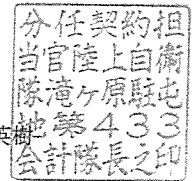


公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長 津曲 英樹



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
3PA41GG00410		3Q101A50041 0001				22		
品名 または 件名								
ばい煙測定役務 ほか5件								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST				A			
納地または工事場所				引 渡 場 所				
滝ヶ原駐屯地				業務隊管理科営繕班 鴨志田技官				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
(3 5 2)				令和6年3月29日 (金)				

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊契約班

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和5年6月23日(金)9時00分 第433会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：グループ別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) グループ内訳

A G P：ばい煙測定役務	納期：令和6年3月29日
B G P：屋外タンク貯蔵所内部開放点検の役務	納期：令和5年8月31日
C G P：食器運搬用ベルトコンベア修理役務	納期：令和5年8月31日
D G P：88号建物他自動ドア保守点検役務	納期：令和6年3月29日
E G P：地下ピット清掃及び消毒役務	納期：令和5年7月31日
F G P：貯水槽等清掃役務	納期：令和5年10月31日

(2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 令和04・05・06年度の全省庁統一資格「役務の提供等」「D等級以上」に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

カ 前号により現に指名停止をかけている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(3) 入札の方法

- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 予定価格の制限の範囲内で最低の入札金額の入札者を落札者とする。また、入札金額が同価の場合は直ちにくじ引きにより落札者を決定する。この時、郵便入札等により入札者がくじを引けない場合、入札に関係ない職員が代行しくじを引き、落札者を決定する。

(4) 入札の無効

- ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が入札した場合
- イ 入札者が「暴力団排除に関する誓約事項」若しくは「暴力団排除に関する誓約書」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反することとなった場合
- ウ 入札に関する条件に違反して入札した場合
- エ 入札金額が明瞭でない場合又は入札者の氏名が判別し難い場合
- オ 押印を省略する場合による責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載の無いもの
- カ 電報、電話による入札の場合
- キ 郵便による入札の場合、官側の示した期日までに到着しなかった入札

(5) 契約書の作成

契約金額 50万円以上は請書、150万円を超えるものについては契約書作成

(6) 違約金に関する事項

- ア 落札者が契約締結に応じない場合は、見積金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額の100分の5に相当する金額、契約者が契約を履行しない場合は契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- イ 遅延賠償金：遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1以上を違約金として徴収する。

(7) その他

- ア 入札開始前に、「資格審査結果通知書」の写を提出するものとする。すでに提出している場合は、提出は要しない。
 - イ 代表者等の代理人が入札する場合は、入札開始前に「委任状」を提出するものとする。
 - ウ 郵便による入札は、会社名、入札日時、件名を明記し、「入札書在中」と朱書した上で、6月22日（木）12時00分必着で下記の宛先へ郵送するものとする。なお、事前に郵送により入札する旨の連絡をするものとする。
 - エ 入札に参加する場合は6月20日（火）12時00分までに市場価格調査書をFAX等で提出するものとする。
 - オ 入札参加者は「駐屯地用標準契約書」及び「入札及び契約心得」（東部方面会計隊ウェブサイト（<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>）又は滝ヶ原駐屯地会計隊事務所で公開）を承諾の上、参加すること。
 - カ 入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとする。承諾している旨として下記の一文を入札書に記載するものとする。
- 『当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合）は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。』
- なお、前記の「暴力団排除に関する誓約事項」による誓約書の提出を拒否する場合については、入札は参加出来ない。
- キ 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
 - (ア) 日 時：令和5年6月26日（月）10時00分
 - (イ) 場 所：第433会計隊 入札室

(8) 入札に関する問い合わせ先

412-8550
静岡県御殿場市中畑2092-2
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊 契約班
担当者名：青木
連絡先：0550-89-0711
内 線：343 FAX：487

仕 様 書

ば い 煙 測 定 役 務

件 名	ば い 煙 測 定 役 務	仕様書 番 号
名 称	表 紙	2 2
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和 5 年 4 月 28 日

仕 様 書

1 件 名
ばい煙測定役務

2 場 所
静岡県御殿場市中畑2092-2
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地ボイラー室、飛行場地区（米軍キャンプ富士内）及び蔵舎地区

3 概 要
大気汚染防止法、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づき、ボイラー燃焼時の煤塵、窒素酸化物及び酸素の濃度測定を実施する。

No.	測定種別	測定内容
1	煤煙濃度	排出ガス中のダスト濃度の測定方法（JIS Z8808）
2	硫黄酸化物濃度	排出ガス中の硫黄酸化物分析（JIS K0103）
3	窒素酸化物濃度	排出ガス中の窒素酸化物分析（JIS K0104）
4	酸素濃度	排出ガス中の酸素分析（JIS K0301）

4 一般事項

- (1) 本仕様書は、ばい煙測定役務に規定し適用する。
- (2) 本役務は、本仕様書によるほか、関係法令等の定めに基づき実施するものとする。また、本仕様書に明記のない事項であっても法令上当然実施すべき事項は請負者の負担において実施するものとする。
- (3) 本役務の実施に関し、十分な知識及び経験を有し、かつ役務を完全に遂行できるものとする。
- (4) 役務の実施に必要な消耗品、薬剤、資器材等は、請負者の負担とする。
- (5) 現場の安全に関する管理は、現場代理人が責任者となり関連法令を厳守するものとする。現場代理人は、作業ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講じる等安全管理を徹底させることとする。
- (6) 契約後、工程表を作成し、監督職員へ提出するほか、監督職員に示される着工期、現場代理人指名通知書等の関係書類を速やかに提出するものとする。
- (7) 撮影箇所及び方法は監督職員と協議して決定するものとし、撮影及び提出要領は国土交通省「営繕写真撮影要領」（国営建設第11号）に準じて行うものとする。
- (8) 役務完了に際しては、役務実施場所等における後片づけ及び清掃を入念に行うものとする。
- (9) 測定実施日は監督職員と協議のうえ決定するものとする。作業時間は原則として、0815～1700までとするが、役務の実施上作業時間の延長等日程変更を必要とする場合には監督職員と協議するものとする。
- (10) 関係者の資器材の搬入及び隊内行動範囲等についてはすべて監督職員の指示に従うものとし、それ以外の区域に立入らないものとする。
- (11) 請負者は、業務の一部を第三者に請負せようとするときは、下請契約書等において、業務関係図書の適切な管理に関する規定を明確にしておくものとする。
- (12) 請負者は、本役務に関わる全ての事務について、その内容が流出しないよう万全の処置を行うものとする。
- (13) 既存施設、設備等の保護には十分注意し、万一損傷させた場合には請負者の負担において早急に補修し、原型に復旧するものとする。また事故発生時には、速やかに監督職員に報告するものとする。
- (14) 本役務に使用する電気及び水については、原則請負者が負担するものとする。やむを得ず使用する場合には、事前に監督職員と協議することともに、工事完了後速やかに料金を支払うものとする。

5 特記事項

(1) ボイラー仕様

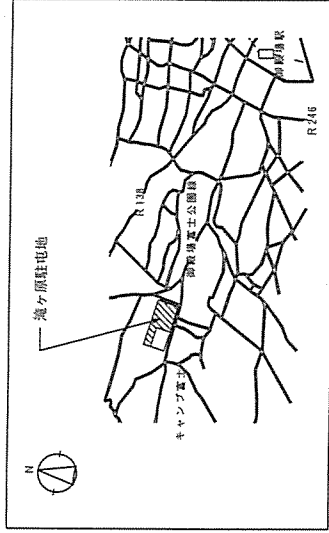
測定を実施するボイラーの仕様は下表のとおりとする。

場 所	1号 缶	2号 缶	3号 缶	4号 缶
製 造 所	ボイラー室	川崎重工冷熱工業株式会社	飛行場地区	蔵舎地区
型 式	KS-60	NEOS W-6500HA	昭和鉄工株式会社	昭和鉄工株式会社
設置年月	H14.9	H14.11	H21.7	SV-10004K-WH
燃焼能力	429kg/h	429kg/h	82.3L/h	H26.3
				136.8L/h

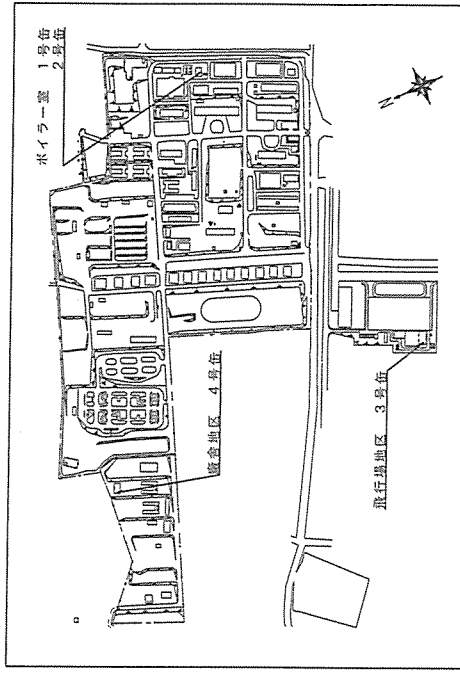
(2) 測定時期は、1回目は7月下旬～8月中旬、2回目は12月上旬に実施するものとする。

細部日時は、事前に監督職員と調整する。

(3) 測定結果報告書は2部作成し、速やかに提出するものとする。



案内図 S=1/X



配置図 S=1/X

件 名	ばい煙測定役務	図面番号	1 / 1
図面名称	仕様書、案内図、配置図	縮 尺	—
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科			

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		3PA41G00420		調達要求番号		物品番号		品名		単位	数量	単価	金額	銘柄	納地		指定
NO	物品番号		品名		規格		引渡場所										
	部品番号 または 規格		使用器材名		仕様書番号		搬入場所										
1	3PU91A00012	0001				ST	1.00								関東処 富士燃出	包装	
	屋外タンク貯蔵所内部開放点検の役務															関東処 富士燃出 上田曹長	
	仕様書のとおり															(362)	
																令和5年8月31日	

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	仕 様 書 番 号	
屋外タンク貯蔵所内部開放点検の役務	E F P - Z 5 0 0 0 2 5 C	
	作 成	平成 2 5 年 1 月 9 日
	変 更	令和 4 年 9 月 1 6 日
	作成部隊等名	関東補給処 富士燃料出張所

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、富士燃料出張所において実施する屋外タンク貯蔵所の清掃、点検等の役務（以下，“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.2.1

屋外タンク貯蔵所

法令に規定された法定点検などを必要とする屋外タンク貯蔵所を言う。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において仕様書の一部をなすものであり、入札時又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S P 0 1 3 8 紙加工仕上寸法

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

c) 法令等

消防法（昭和24年7月24日法律第186号）

危険物の規制に関する政令（昭和34年9月6日政令第363号）

屋外タンク貯蔵所の保安点検等に関する基準について（昭和50年5月20日消防予第52号）

特定屋外貯蔵タンクの内部点検等の検査方法に関する運用について（平成12年8月24日消防危第93号）

連続板厚測定方法による特定屋外貯蔵タンク底部の板厚測定に関する運用について（平成15年3月28日消防危第27号）

特定屋外貯蔵タンク内部の腐食を防止するためのコーティングに関する指針について（平成6年9月1日消防危第74号）

製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について（平成3年5月28日消防危第48号）

屋外タンク貯蔵所の不等沈下の点検方法に係る運用について（平成8年2月13日消防危第28号）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

作業にあたっては、消防法をはじめとする危険物に関連する法令、規則などを遵守するとともに、事故の発生を防止するための処置を施すこと。

2.2 役務の内容

作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3c)に示す“標準・標準外作業方式”によるものとし、役務内容は調達要領指定書で指定する場合を除き、以下による。

2.2.1 貯蔵品移送

タンク内の貯蔵品を一時保管する。保管容器は調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方（以下、“請負者”という。）が準備する。

2.2.2 タンククリーニング

側部のマンホールを開放し、タンク内のスラッジなどを除去する。洗浄水にて入念に付着物を取り除き、綿密にウェス拭きをする。また、アトモスバルブについても、点検・清掃を行う。なお、清掃時に発生した排水、スラッジ、ウェスなどは請負者が処分する。また、タンク内の残油のドラム缶への充填は請負者が実施する。

2.2.3 底板・側板清掃

底板及び側板を清掃し、内部開放検査が実施できる状態にする。

2.2.4 内部開放検査

内部開放検査は、以下の項目を行う。

a) タンク底部の板の厚さ

1) 測定方法

定点板厚測定法または連続板厚測定法による。

2) 測定要領

2.1) 定点測定法

「屋外タンク貯蔵所の地震対策について」（昭和54年12月25日消防危第169号）による。

2.2) 連続板厚測定法

「連続板厚測定方法による特定屋外貯蔵タンク底部の板厚測定に関する運用について」（平成15年3月28日消防危第27号）による。

b) タンク底部（底板と側板）の溶接部

1) 測定方法

磁粉探傷試験または及び浸透探傷試験による。

2) 測定要領

「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について」（昭和52年3月30日消防危第56号）による

c) その他の点検

「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」（平成3年5月28日 消防危第48号）による。

2.2.5 官側の点検

原状回復前に、タンク内部を乾燥させた状態で官側にタンク内部の点検を受ける。そのとき、相手側はタンク底部または側板の腐食・孔食箇所、形状不良箇所、コーティング剥離箇所、最小板厚地点について現地で示すこと。

なお、検査のためにコーティングを剥離した場合は、「特定屋外貯蔵タンク内部の腐食を防止するためのコーティングに関する指針について（平成6年9月1日消防危第74号）」の基準に従い補修を行い、再度官側の点検を受けること。

2.2.6 原状回復

官側の点検終了後、原状回復を行う。そのとき、開放したマンホールのシール（パッキン）は、耐油性の新品と交換し、漏れのないようにする。

2.3 役務対象品等

役務対象品及び数量等は、調達要領指定書によって指定する。

2.4 使用器材等

役務に使用する器材等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、請負者が準備するものとする。

2.5 部品・副資材

部品及び副資材は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9によるものとし、請負者が準備するものとする。

2.6 役務実施場所

陸上自衛隊駒門駐屯地（静岡県御殿場市駒門5-1）富士燃料出張所

2.7 役務作業の中止

役務作業の中止については、GLT-CG-Z500002の2.14による。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当官”という。）が定める監督・検査実施要領による。

4 その他

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期	注記
1	工程表	b)	b)	契約後速やかに	様式は、社内規格による。
2	施工写真帳 ^{a)}			作業完了後速やかに	
3	作業記録（役務完了調書）			各日の作業終了後	様式を図1に示す。
4	役務時間確認書			各日の作業終了後	様式を図2に示す。
5	派遣員名簿			契約後速やかに	様式を図3に示す。
6	点検（試験）成績表 ^{c)}			点検終了後速やかに	d)
注 a) 施工写真帳の作成については、事前に担当官の指示を受けるものとする。 b) 部数及び提出先は、調達要領指定書によって指定する。 c) タンク底部の板の厚さ、タンク底部溶接部の検査、その他の点検を含む。 d) タンク底部の板の厚さ、タンク底部溶接部の検査結果は測定箇所等が判るように図を添付する。 「その他の点検」の様式は、消防危第48号（平成3年5月28日）別記4-1による。					

4.2 安全管理

作業実施については、安全管理に万全を期すものとし、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるものとする。

4.3 秘密保全

請負者は、本契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとと

もに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も、同様とする。

4.4 官側の支援

官側の支援については、次によるほか、GLT-CG-Z500002の7.3による。

- a) 機能確認時における、入出庫作業要員の支援
- b) その他契約履行に必要と認めた事項
- c) 電気、水道、ガス、燃料、廃棄物の処理等は調達要領指定書によって指定する場合を除き請負者の負担とする。
- d) タンク内の残油は官側が処分するものとする。(容器は官側が準備する。)

4.5 瑕疵担保期間

保証期間は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、役務完了から1年とする。

5 その他

- a) 請負者の当該駐屯地（施設等を含む。）などへの立入りについては、それぞれ立入許可権者の定める要領による。
- b) 請負者は、検査その他に必要な技術資料を官側の要求によって閲覧に供するものとする。
- c) この仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

図 1－作業記録（役務完了調書）の様式

作 業 記 録 （ 役 務 完 了 調 書 ）				
実 施 月 日	令和 年 月 日 曜日	監 督 官		検 査 官
契 約 業 者 名				
実 施 場 所				
派 遣 員 の 区 分				
派 遣 員 の 種 類				
作 業 内 容				
作 業 細 部	実施時刻	工 数	実施者名	必要事項又は所見

注記 1 本表は、派遣員自身が原則として毎日作成すること。

注記 2 派遣員は、必ず工数を記入し、監督官の確認を受けるものとする。

注記 3 今後参考となる派遣員の所見等は、可能な限り詳細に記入すること。

注記 4 本表の作成は、技術員と直接工員をそれぞれ別葉に作成すること。

注記 5 検査官は、検査後速やかに役務等調査書に本表を添付し割り印のうえ、担当官へ 2 部送付すること。

注記 6 用紙の規格は、J I S P 0 1 3 8 の A 4 とする。

図 2—役務時間確認書の様式

令和 年 月 日

役 務
監督官 殿

会社住所
会社名
代表者名

役 務 時 間 確 認 書

標記について、下記のとおり報告いたします。

記

番号	月 日								
	氏 名								合計
									
合 計									

注記 用紙の規格は、J I S P 0 1 3 8 の A 4 とする。

図 3—派遣員名簿の様式

派 遣 員 名 簿

- 1 調達要求番号：
2 契約番号：
3 契約件名：
4 契約年月日：令和 年 月 日
5 担当者（連絡先）：

[illegible]

注記 用紙の規格は、JIS P 0138のA4とする

陸上自衛隊仕様書			
食器運搬用ベルトコンベア 修理役務	仕様書番号		９
	駒業補		－ １５
	作成日	令和５年５月２５日	
	作成部隊	陸上自衛隊駒門駐屯地業務隊	

１ 総 則

(１) 適用範囲

この仕様書は陸上自衛隊駒門駐屯地厨房内の食器運搬用ベルトコンベアの修理役務について適用する。

(２) 作業の種類

コンベアの修理又は代替品への交換

２ 作業に関する要求

(１) 作業の条件

- ア 令和５年８月３１日までに修理又は交換し、稼働可能とする。
- イ 作業に必要な資材及び器材は、契約業者所有のものを使用する。
- ウ 交換部品等があれば、すべて新品を使用する。
- エ 作業終了後は、作業場所の整理整頓・清掃をする。
- オ 給食提供時間帯以外での工事とする。
- カ その他作業に関する事項は、官側の指示を受ける。

(２) 作業の内容

食器運搬用コンベアの修理、修理不能の場合は代替品設置及び廃品を指定場所へ移動する。

(３) 作業の完了

交換作業終了後、機能検査を実施し正常に機能することを確認した時点で作業完了とする。

３ 検 査

- (１) 検査作業の実施にあたり、官側の指示に従うものとする。
- (２) 検査は、契約業者と官側の検査官・監督官立会のもと実施する。

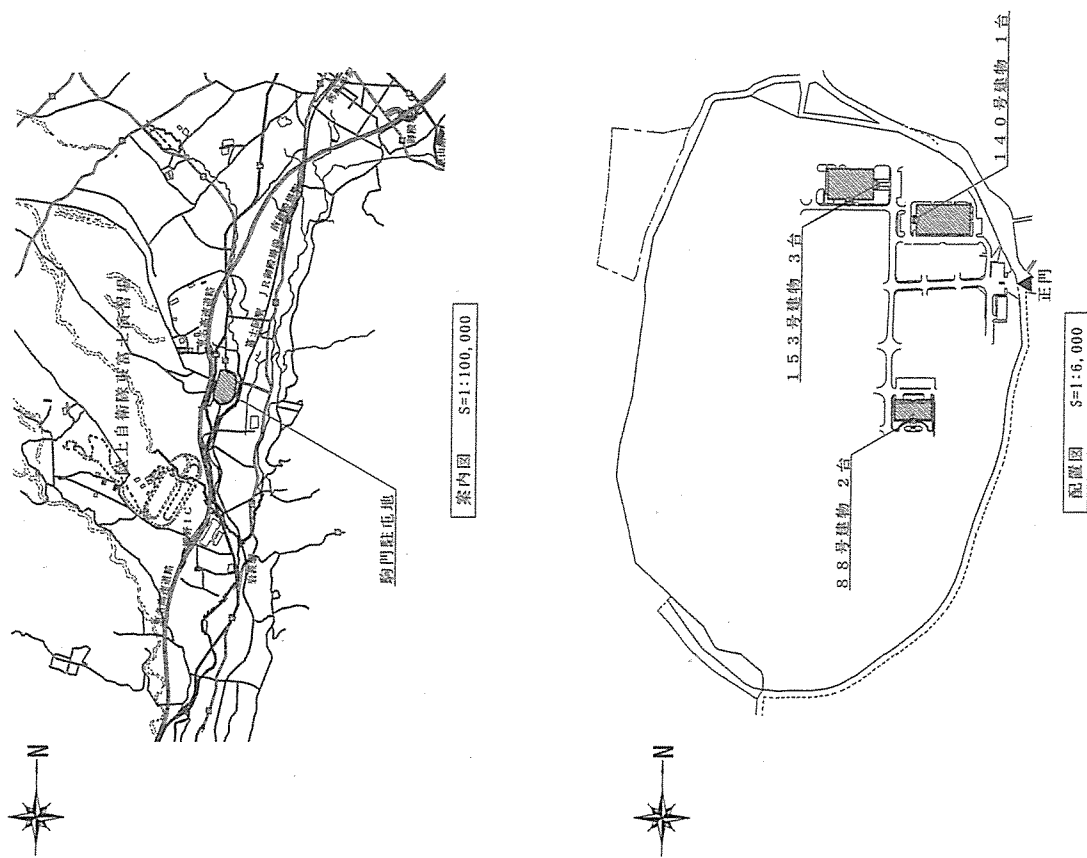
４ その他の指示

- (１) 令和５年８月３１日までに取付け後の検査を完了させる。
- (２) 特別な事情等で作業が不可能となった場合、直ちに相互調整するものとする。
- (３) 本仕様書の定めのない事項については、官側と契約業者が協議をして定める。

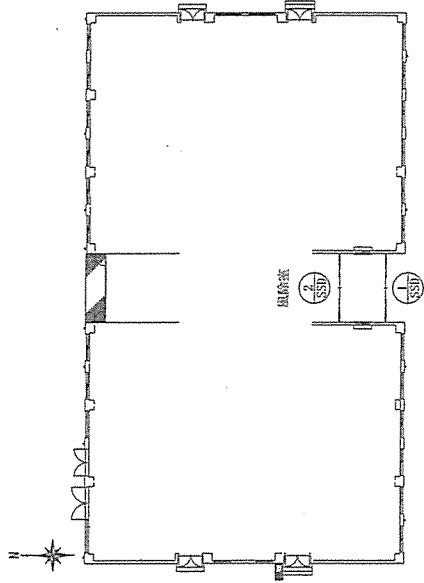
- (4) 契約業者の駐屯地への入門は、面会手続きによる。
- (5) 作業実施に出た梱包材、ゴミ等は契約業者が撤去する。
- (6) 取り外した廃品は不要決定審査のため、指定された場所へ運搬する。
- (7) 作業実施に際して、隊員及び部外者等に傷害等が生じた場合又は施設等に損傷を与えた場合、契約業者の責任において復旧及び補償をすること。

特記仕樣書

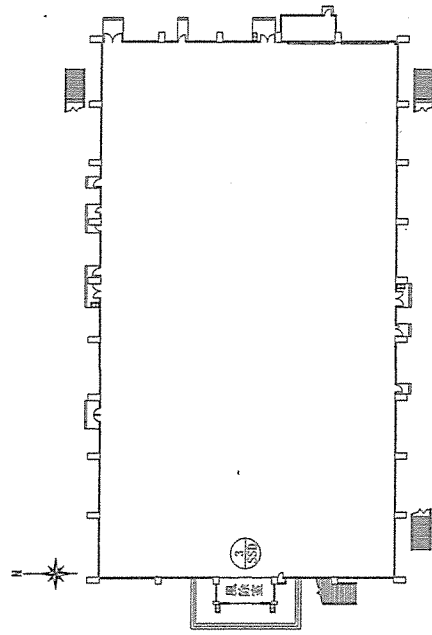
- 1 件名
88号建物他自動ドア保守点検役務
 - 2 場所
静岡県静岡市駿府5-1 陸上自衛隊駒門駐屯地 88号建物、140号建物、153号建物
 - 3 概要
自動ドアの保守点検（年2回） 3棟 計6台
 - 4 一般仕様
(1) 本仕様書は陸上自衛隊駒門駐屯地において実施する「88号建物他自動ドア保守点検役務」に関する事項を規定する。
(2) 本役務は、本仕様書及び国土交通省大臣官庁官庁官庁営繕部監修「建築保全業務共仕様書（現行版）」に基づき実施する。
(3) 本仕様書に明記のないとき、又は疑いを生じたときは、監督官の指示に従う。
(4) 提出書類等は、監督官の指示に従い遅滞なく速やかに提出すること。
(5) 役務実施にあたり、「建築保全業務共通仕様書」にある該当項目以外で点検が必要な場合等についても随時必要となる。また、本仕様書に記載及び監督官の指示がなくとも技術上当然なずべき事項は、受注者の責任において実施すること。
(6) 本役務の実施に伴い施設等に損傷を与えた場合は速滞なく監督官に報告するとともに、監督官の指示に従い、受注者の責任において原状に復旧すること。
(7) 作業現場は、常に整理整頓及び清掃を行い、火災等の事故防止に努めるとともに、駐屯地規則及び作業諸規則を遵守し、役務を実施するうえで必要かつ適切な処置を行う。
(8) 作業写真等は、着工前・中・後及び隠蔽となる部分のほか、監督官の指示する箇所とし役務写真帳（A4版）に整理のうえ1冊提出する。
(9) 本役務の実施にあたり危険が予想される場所及び高所作業は、安全帯を使用する等必要な安全対策を実施し現場の危害防止に努めるものとする。
(10) 本役務の実施にあたり作業現場及び許可された場所以外の立ち入り、指定場所以外での喫煙は厳禁とする。
(11) 点検時に汚れ、さび等確認された場合は確実に清掃・除去を実施すること。その際、配線等を損傷させないよう十分に注意して実施すること。
(12) 本役務の実施に関し十分な知識、経験及び技術を有する者により行うこと。
- 5 簡記仕様
- (1) 機器の異常、劣化や損傷が確認された場合、軽微なものも整備を実施するとともに、速やかに監督官に報告するものとし、その箇所の写真撮影（整備後含む）及び処置方法を終了後、報告書（2部）にまとめ、見積書とともに提出すること。
 - (2) 保守点検に際し、事前に作業計画書を作成し、監督官の了解を得ること。
 - (3) 本役務は、年2回（9月、3月頃）実施すること。細部実施時期については、監督官と協議の上決定する。



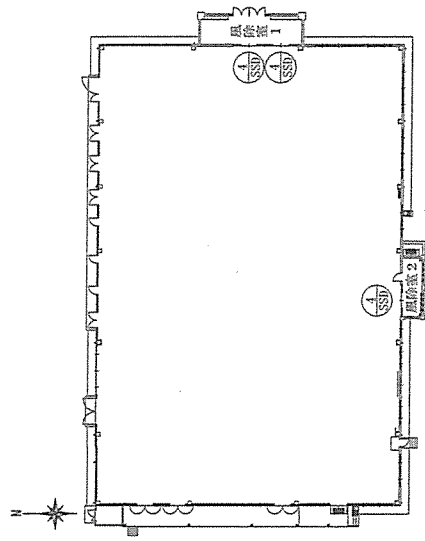
件名	88号建物他自動下り保守点検業務	図番	2 / 3
図名	仕様書・案内図・配置図	縮尺	図示



88号建物平面図 S=1:400



140号建物平面图 S=1:600



153号建物平面图 S=1:600

記号・形式	ステンレス引き分けドア		ステンレス引き分けドア		ステンレス引き分けドア		ステンレス引き分けドア	
番号・数量	風除装置		1か所		1か所		1か所	
仕込・見込	ステンレスへアーライン 含むセガラス5×中開閉70×75		100		ステンレスへアーライン H-5 (ランペ部H-4)		100	
ガラス	自動「720」リ、セハ、本建り錠、衝突防止付、付属食物一式		自動「720」リ、セハ、本建り錠、衝突防止付、付属食物一式		自動「720」リ、セハ、本建り錠、衝突防止付、付属食物一式		自動「720」リ、セハ、本建り錠、衝突防止付、付属食物一式	
付属食物	自動「720」リ、セハ、本建り錠、衝突防止付、付属食物一式		自動「720」リ、セハ、本建り錠、衝突防止付、付属食物一式		自動「720」リ、セハ、本建り錠、衝突防止付、付属食物一式		自動「720」リ、セハ、本建り錠、衝突防止付、付属食物一式	
備考	株式会社ナブコ製		株式会社ナブコ製		株式会社ナブコ製		株式会社ナブコ製	

建具表 $S=1:100$

件名	88号建物他自動下り保守点検業務	図番	3 / 3
図名	平面図・建具表	縮尺	図示

地下ピット清掃及び消毒役務

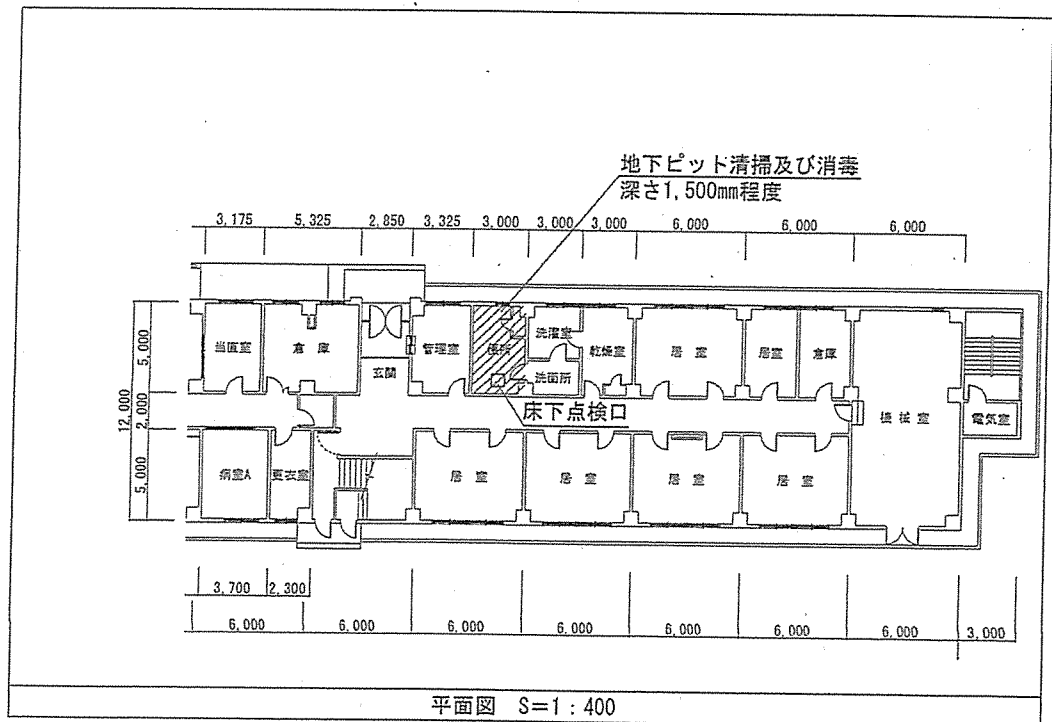
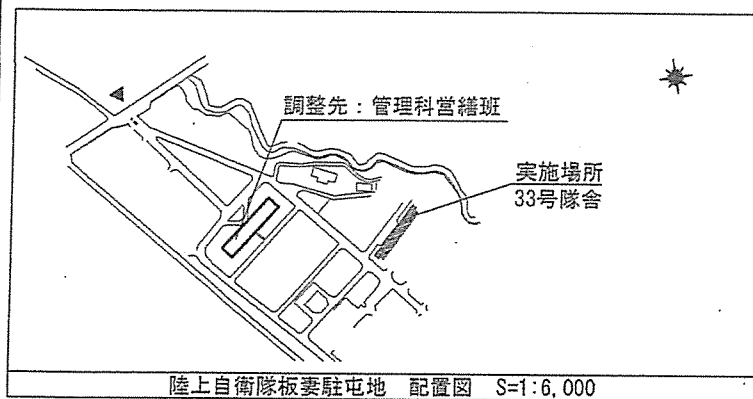
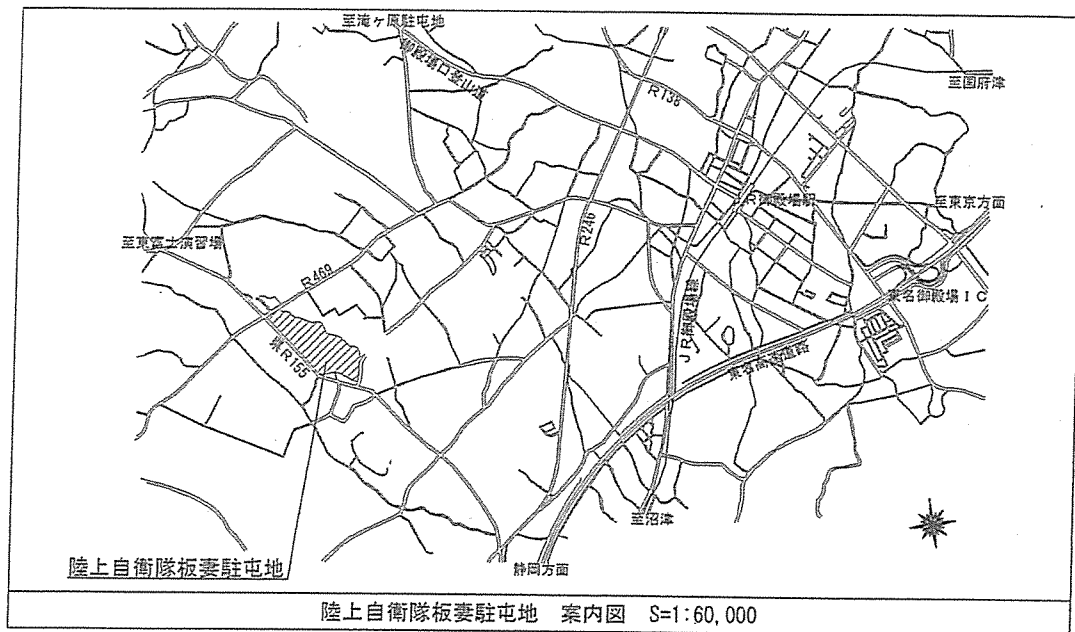
板妻駐屯地業務隊管理科

件 名	地下ピット清掃及び消毒役務	図面番号	1 / 3
種 別	表 紙	縮 尺	—
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊			

仕 様 書

件 名	地下ピット清掃及び消毒役務		
実施場所	静岡県御殿場市板妻40-1 陸上自衛隊板妻駐屯地		
実施概要	1 便所地下ピットの清掃及び消毒作業 1式		
一般事項	1 本役務は、本特記仕様書によるほか国土交通省制定「公共建築工事標準仕様書（現行版）」等に基づき行う。 2 本特記仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督職員と協議を行い指示に従う。 3 現場の収まり等により軽微な変更の必要性が生じた時は、監督職員と調整しその指示に従う。ただし、請負金額・工期等の変更は行わない。 4 役務実施に関して隊員及び部外者等に障害等を与えた場合、又は施設等に損害を与えた場合は請負者の責任において復旧及び補償する。 5 工程等は官側と綿密に調整し、技術的に当然実施すべきものについては、請負者の責任において実施する。 6 役務中における安全確保を優先し、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じ、災害発生防止に努める。 7 写真は、着工前・完成及び施工後隠蔽となる箇所・主要な段階の状況・使用材料・その他監督職員の指示するものをサービス版サイズで整理し、1部を提出する。撮影は「営繕工事写真撮影要領」に基づき実施する。 8 本役務に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成する。 9 役務完了に際しては、現場の後片付け及び清掃を行う。 10 役務に使用する電気及び水等は請負業者により準備する。 11 産業廃棄物の処理については、請負業者の責任において各種関係法令に基づき適切に処分し、産業廃棄物管理票E票までの写しのほか、その他監督官の指示するものを提出すること。なお、産業廃棄物における排出事業者は請負者とし、E票の写しについては最終処分が終了した旨が記載されたものを最終処分者から返送された後、速やかに監督官に提出すること。		
特記事項	1 本役務は便所にある地下ピットの清掃及び消毒作業を行うものである。 2 平面図は別図に示すとおりとする。		

件 名	地下ピット清掃及び消毒役務	図面番号	2 / 3
種 別	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊			



件名	地下ピット清掃及び消毒役務	図面番号	3 / 3
種別	案内図・配置図・平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊			

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		3PA41G00460				品名		物品番号				単位		数量		単価		金額		銘柄		納地		指定	
NO		調達要求番号		品名		物品番号		物品番号		規格										使用期限等		引渡場所		検査	
				使用器材名		仕様書番号														グループ		納期		包装	
1		3PZ91AH0033	0001			ST		I.00														板妻駐屯地			
				貯水槽等清掃役務																		業務隊管理科 岡部技官			
				仕様書のとおり																		5 3 5			
																						令和5年10月31日			
																		</							

33

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画係長	管財	給排水主任		作成者
件名	貯水槽等清掃役務				図面番号		1 / 4
種別	表紙				縮尺		—
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊							

仕 様 書

件 名	貯水槽等清掃役務																																						
実施場所	静岡県御殿場市板妻 40-1 陸上自衛隊板妻駐屯地																																						
実施概要	貯水槽等の清掃・点検及び水質検査 1式																																						
一般事項	1 本役務は、本特記仕様書によるほか国土交通省制定「建築保全業務共通仕様書（令和5年度版）」・「水道法」・「水道法施行規則」・「水質基準に関する省令」・「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」及び同法に基づく厚生労働省告示並びに各地方条例に基づき行う。 2 本特記仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従う。 3 現場の収まり等により軽微な変更の必要性が生じた時は、監督官と調整しその指示に従う。ただし、請負金額・工期等の変更は行わない。 4 役務中における安全確保を優先し、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じ、災害発生防止に努める。 5 役務実施に関して隊員及び部外者等に障害等を与えた場合、又は施設等に損害を与えた場合は請負者の責任において復旧及び補償する。 6 工程等は官側と綿密に調整し、技術的に当然実施すべきものについては、請負者の責任において実施する。 7 写真は、着工前・完成及び施工後隠蔽となる箇所・主要な段階の状況・使用材料・その他監督官の指示するものをサービス版サイズで整理し、1部を提出する。撮影は「営繕工事写真撮影要領」に基づき実施する。 8 本役務に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成する。 9 役務完了に際しては、現場の後片付け及び清掃を行う。 10 役務に使用する電気及び水等は請負業者により準備する。																																						
特記事項	1 清掃者は菌検査を行い、その検査結果書の写しを清掃前に提出する。 2 請負者は建築物環境衛生管理技術者の資格を持つ者の下、作業を行うものとし契約後1週間以内に官側へ当該資格を証明する文書等の写しを提出する。 3 清掃・点検・水質検査実施場所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>槽 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>貯水槽 1</td> <td>容量160m³ RC造 地下式</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>貯水槽 2</td> <td>容量80m³ RC造 地下式</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>高架水槽</td> <td>容量45m³ S造 H=23m</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>消火水槽</td> <td>容量60m³ RC造 地上式</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> 4 水質検査 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>採水箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>水質検査</td> <td>9項目及び残留塩素</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> 5 使用器具について 清掃に用いる器具は貯水槽清掃専用のものとし、他の作業に使用したもの等不衛生な器具の使用を禁止する。 <table border="1"> <tr> <td>件 名</td> <td>貯水槽等清掃役務</td> <td>図面番号</td> <td>2 / 4</td> </tr> <tr> <td>種 別</td> <td>仕様書</td> <td>縮 尺</td> <td>—</td> </tr> </table> 陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊			番号	名 称	規 格	槽 数	1	貯水槽 1	容量160m ³ RC造 地下式	1	2	貯水槽 2	容量80m ³ RC造 地下式	1	3	高架水槽	容量45m ³ S造 H=23m	1	4	消火水槽	容量60m ³ RC造 地上式	1	番号	名 称	規 格	採水箇所	1	水質検査	9項目及び残留塩素	4	件 名	貯水槽等清掃役務	図面番号	2 / 4	種 別	仕様書	縮 尺	—
番号	名 称	規 格	槽 数																																				
1	貯水槽 1	容量160m ³ RC造 地下式	1																																				
2	貯水槽 2	容量80m ³ RC造 地下式	1																																				
3	高架水槽	容量45m ³ S造 H=23m	1																																				
4	消火水槽	容量60m ³ RC造 地上式	1																																				
番号	名 称	規 格	採水箇所																																				
1	水質検査	9項目及び残留塩素	4																																				
件 名	貯水槽等清掃役務	図面番号	2 / 4																																				
種 別	仕様書	縮 尺	—																																				

仕 様 書

特記事項

6 清掃要領

- (1) 水槽内沈殿物、浮遊物及び槽壁、パイプ、マンホール蓋等の付着物を除去し洗浄する。
- (2) 清掃はブラッシング及び高圧式ジェット洗浄を実施する。
- (3) 消毒液は、有効塩素濃度50～100mg濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液を用い、30分間隔2回以上の消毒を確実に実施する。
- (4) 洗浄に用いた水は水槽外に完全排除し、付属管内停滞水及び管内のもらい錆が流入しないようにする。

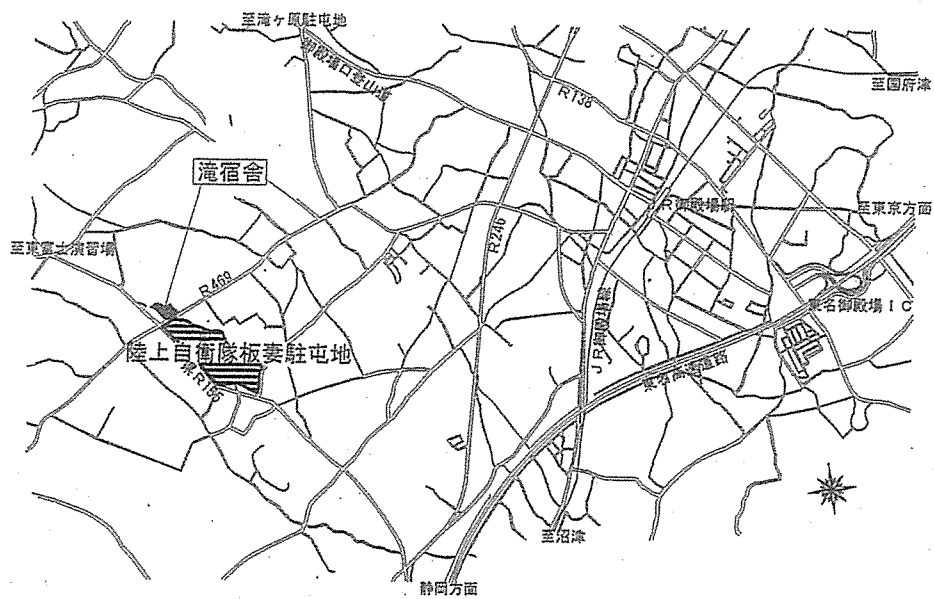
7 水質検査は水道法第20条第3項の規定に基づく水質検査を受託できる者に委託し、各水槽の清掃後、官側の指示により検体採取を実施して行う。

8 本役務は受水タンクの1年点検表及び水質検査結果報告書の検査完了を以て役務完了とする。

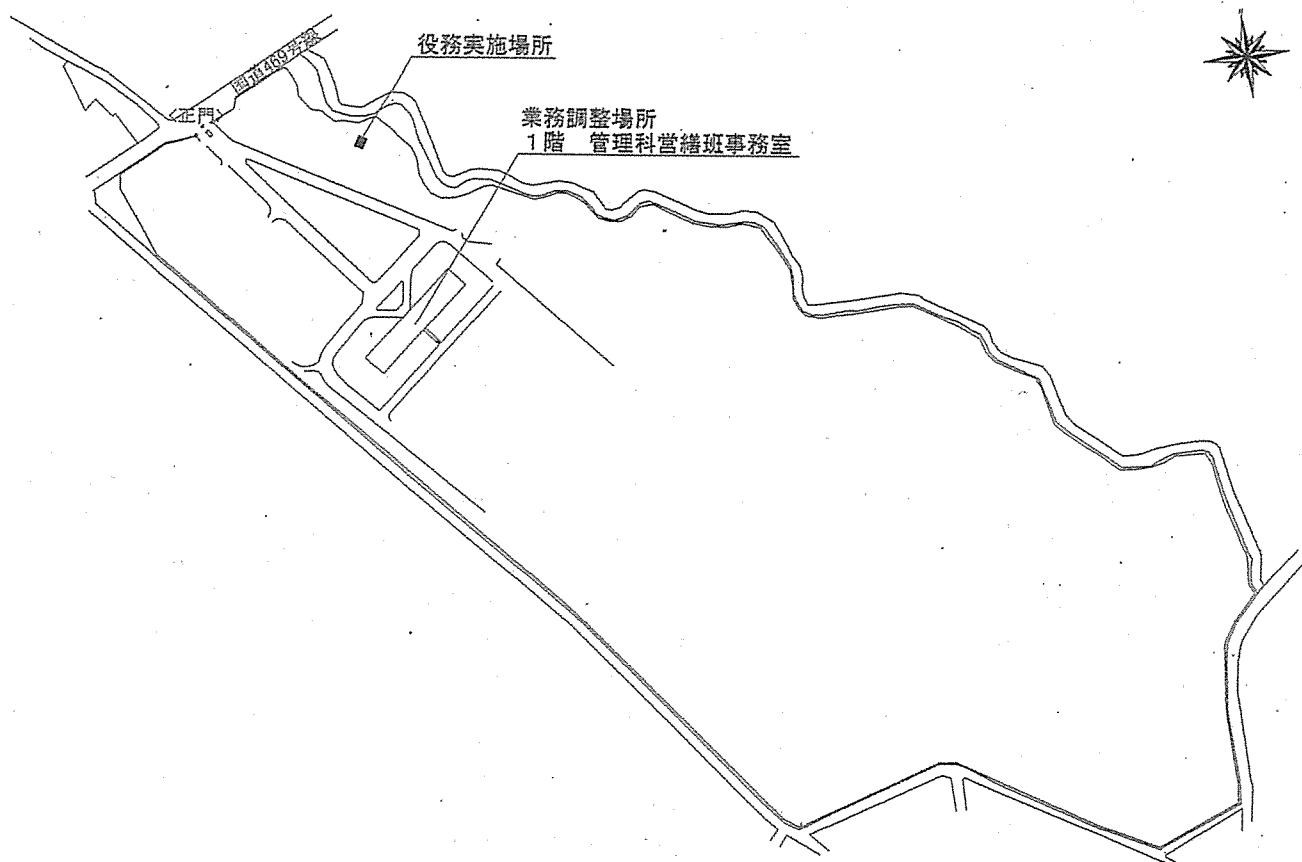
9 役務実施日

作業実施日については断水を伴うため休日とし、細部は監督官と調整する。

件 名	貯水槽等清掃役務	図面番号	3 / 4
種 別	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊			



案内図 1/X



配置図 1/5,000

件 名	貯水槽等清掃役務	図面番号	4 / 4
種 別	案内図・配置図	縮 尺	図 示
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊			

入 札 書 (A)

分任契約担当官 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 殿
第433会計隊長 津 曲 英 樹

¥ (別途消費税)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
ばい煙測定役務	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					
合 計						

納 期 令和6年3月29日

納 入 場 所 滝ヶ原駐屯地

入札条件及び契約条項承諾のうえ入札致しました。

私 は、
当社は、 暴力団排除に関する誓約書に定めてある事項について制約致します。
当団体は、

入札年月日 令和5年6月23日

住 所

氏 名

市 価 調 査 票 (A)

件 名 : ばい煙測定役務

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
ばい煙測定役務	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					
合 計						(別途消費税)

納 期 令和6年3月29日

納 入 場 所 滝ヶ原駐屯地

見 積 条 件 当社通常販売価格

見積条件及び契約条項承諾のうえ見積致しました。

住 所

氏 名

入 札 書 (B)

分任契約担当官 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 殿
第433会計隊長 津 曲 英 樹

¥

(別途消費税)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
屋外タンク貯蔵所内 部開放点検の役務	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					
合 計						

納 期 令和5年8月31日

納 入 場 所 駒門駐屯地

入札条件及び契約条項承諾のうえ入札致しました。

私 は、
当社は、 暴力団排除に関する誓約書に定めてある事項について制約致します。
当団体は、

入札年月日 令和5年6月23日

住 所

氏 名

市 価 調 査 票 (B)

件 名 : 屋外タンク貯蔵所内部開放点検の役務

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
屋外タンク貯蔵所内 部開放点検の役務	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					
合 計						(別途消費税)

納 期 令和5年8月31日

納 入 場 所 駒門駐屯地

見 積 条 件 当社通常販売価格

見積条件及び契約条項承諾のうえ見積致しました。

住 所

氏 名

入 札 書 (C)

分任契約担当官 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 殿
第433会計隊長 津 曲 英 樹

¥ (別途消費税)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
食器運搬用ベルトコンベア修理役務	仕様書のとおり	UN	1			
	以下余白					
合 計						

納 期 令和5年8月31日

納 入 場 所 駒門駐屯地

入札条件及び契約条項承諾のうえ入札致しました。

私 は、
当社は、 暴力団排除に関する誓約書に定めてある事項について制約致します。
当団体は、

入札年月日 令和5年6月23日

住 所

氏 名

市 価 調 査 票 (C)

件 名 : 食器運搬用ベルトコンベア修理役務

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
食器運搬用ベルトコンベア修理役務	仕様書のとおり	UN	1			
	以下余白					
合 計						(別途消費税)

納 期 令和5年8月31日

納 入 場 所 駒門駐屯地

見 積 条 件 当社通常販売価格

見積条件及び契約条項承諾のうえ見積致しました。

住 所

氏 名

入 札 書 (D)

分任契約担当官 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 殿
第433会計隊長 津 曲 英 樹

¥ (別途消費税)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
88号建物他自動ドア 保守点検役務	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					
合 計						

納 期 令和6年3月29日

納 入 場 所 駒門駐屯地

入札条件及び契約条項承諾のうえ入札致しました。

私 は、
当社は、 暴力団排除に関する誓約書に定めてある事項について制約致します。
当団体は、

入札年月日 令和5年6月23日

住 所

氏 名

市 価 調 査 票 (D)

件 名 : 88号建物他自動ドア保守点検役務

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
88号建物他自動ドア 保守点検役務	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					
合 計						(別途消費税)

納 期 令和6年3月29日

納 入 場 所 駒門駐屯地

見 積 条 件 当社通常販売価格

見積条件及び契約条項承諾のうえ見積致しました。

住 所

氏 名

入 札 書 (E)

分任契約担当官 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 殿
第433会計隊長 津 曲 英 樹

¥

(別途消費税)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
地下ピット清掃及び消毒役務	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					
合 計						

納 期 令和5年7月31日

納 入 場 所 板妻駐屯地

入札条件及び契約条項承諾のうえ入札致しました。

私 は、

当社は、

当団体は、

暴力団排除に関する誓約書に定めてある事項について制約致します。

入札年月日

令和5年6月23日

住 所

氏 名

市 価 調 査 票 (E)

件 名 : 地下ピット清掃及び消毒役務

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
地下ピット清掃及び消毒役務	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					
合 計						(別途消費税)

納 期 令和5年7月31日

納 入 場 所 板妻駐屯地

見 積 条 件 当社通常販売価格

見積条件及び契約条項承諾のうえ見積致しました。

住 所

氏 名

入 札 書 (F)

分任契約担当官 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 殿
第433会計隊長 津 曲 英 樹

¥ (別途消費税)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
貯水槽等清掃役務	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					
合 計						

納 期 令和5年10月31日

納 入 場 所 板妻駐屯地

入札条件及び契約条項承諾のうえ入札致しました。

私 は、
当社は、 暴力団排除に関する誓約書に定めてある事項について制約致します。
当団体は、

入札年月日 令和5年6月23日

住 所

氏 名

市 価 調 査 票 (F)

件 名 : 貯水槽等清掃役務

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
貯水槽等清掃役務	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					
合 計						(別途消費税)

納 期 令和5年10月31日

納 入 場 所 板妻駐屯地

見 積 条 件 当社通常販売価格

見積条件及び契約条項承諾のうえ見積致しました。

住 所

氏 名